平成２６年（再ロ）第４号

秋田県大館市東台３丁目６番64―２号
再生債務者　丸谷　利雄
１　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年10月31日まで
４　一般異議申述期間　平成26年11月17日から平成26年11月28日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２６年（再ロ）第５号

兵庫県加古川市尾上町旭２丁目39番地
再生債務者　清水潤一こと　朱　碩坤
１　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年10月31日まで
４　一般異議申述期間　平成26年11月14日から平成26年12月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２６年（再ロ）第１０００３号

長崎県長崎市青山町379番地17
再生債務者　田川　壽子
１　意見聴取に付する再生計画案　平成26年９月22日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成26年10月22日まで
平成26年10月６日
長崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２６年（再ロ）第５号

札幌市東区中沼西３条１丁目２番３号
再生債務者　中野　一弘
１　意見聴取に付する再生計画案　平成26年10月２日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成26年11月４日まで
平成26年10月６日
札幌地方裁判所民事第４部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十六年十二月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年七月八日
掲載頁　九十四頁（号外第一五三号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年十月七日
掲載頁　六十一頁（号外第二二二号）
平成二十六年十月十五日
東京都千代田区内幸町二丁目二番二号
（甲）太陽石油株式会社
代表取締役　岡　豊
東京都千代田区内幸町二丁目二番三号
（乙）太陽不動産株式会社
代表取締役　中山　信二

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年十月八日
掲載頁　四十五頁（号外第二二三号）
（乙）計算書類の公告義務はありません。
（丙）計算書類の公告義務はありません。
平成二十六年十月十五日
香川県高松市鶴市町六五一番地一
（甲）株式会社子規
代表取締役　大住規久子
香川県高松市御坊町九番地一三
（乙）有限会社豊島商店
代表取締役　松岡眞奈美
香川県高松市御坊町九番地一三
（丙）有限会社鮨司割烹豊しま
代表取締役　豊嶋　義廣

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のイノベーティブ医薬品事業部門、オンコロジー事業部門及びワクチン事業部門の事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　平成二十六年八月十五日
掲載頁　二頁
平成二十六年十月十五日
東京都渋谷区代々木三丁目二十二番七号
（甲）ファイザー製薬株式会社
代表取締役　梅田　一郎
東京都渋谷区代々木三丁目二十二番七号
（乙）ファイザー株式会社
代表取締役　梅田　一郎

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社エルトンハウス（住所香川県高松市高松町二五五二番地二）に対して当社のマンション経営事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお当社は計算書類の公告義務はありません。
平成二十六年十月十五日
香川県高松市高松町二五五二番地三
有限会社武田商事
代表取締役　武田　健

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十六年十月十五日
東京都杉並区下高井戸五丁目四番二四号
ＣＬＧ商事合同会社
代表社員　崔　立剛

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十六年十月十五日
香川県高松市高松町二五五二番地三
有限会社武田商事
代表取締役　武田　健

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少し金一千万円とすることにいたしました。
効力発生日は平成二十六年十一月三十日であり、株主総会の決議は、平成二十六年十月一日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、計算書類の公告義務はありません。
平成二十六年十月十五日
佐賀県鹿島市浜町六一五番地一
有限会社マルシン商店
代表取締役　峰松　信幸

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円、利益準備金の額を二百五十万円減少し、それぞれ五百万円、〇円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年八月十四日
掲載頁　二十三頁（号外第一八一号）
平成二十六年十月十五日
群馬県前橋市大友町一丁目五番地の一七
株式会社ディー・エス・ぐんま
代表取締役　村山　利之